

## 令和6年度第6回 福生市子ども・子育て審議会

日時：令和7年2月14日（金）午後3時から  
場所：福生市役所第2棟4階 第1・2委員会室

### 1 開会

【事務局】皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、「令和6年度第6回福生市子ども・子育て審議会」を開会いたします。

（欠席委員報告）

### 2 会長挨拶

（会長より挨拶）

### 3 議題

- （1）令和6年度第5回子ども・子育て審議会会議録について
- （2）福生市こども計画（案）について

【会長】それでは、本日の議題に入らせていただきます。初めに、議題（1）令和6年度第4回福生市子ども・子育て審議会会議録について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】議題（1）について御説明申し上げます。【資料1】をお願いいたします。

こちらは、前回、令和6年10月8日に行われました子ども・子育て審議会の会議録でございまして、お名前を伏せた形で、市のホームページに公開する予定でございます。

こちらの会議録につきまして、御意見等がございましたら、2月28日（金）までに、事務局へ御連絡いただければと存じます。いただいた御意見等に基づき、事務局にて会議録を修正後、市ホームページに公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【会長】説明が終わりました。何か御意見、御質問がございましたらお願いします。

それでは、次に参りたいと思います。

続きまして、議題（2）福生市こども計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】はじめに、【資料2】をお願いいたします。

こちらは、こども計画の策定に伴い、令和6年12月6日から令和7年1月10日までの期間で市議会議員から、また、令和6年12月12日から令和7年1月10日までの期間で、市民から意見の募集を行い、いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方をまとめたものでございます。

なお、表中にある、計画案のページにつきましては、前回の審議会でお渡ししたものとのページとなつておりますので、今回資料4でお配りした「こども計画」とは若干ずれておりますので御了承ください。

まず、議員意見から説明させていただきます。2名から5件でございました。

1件目でございますが、ヤングケアラーについて、子どもが相談しやすい環境の整備と、子どもの認

知度を上げることを記載すべきというもので、市の考え方として、こども家庭センターで支援を行っているため、計画には、その周知に努めるとともに、相談しやすい環境を整備することとしております。

続いて2件目でございますが、外国にルーツを持つ子どもについて、居場所づくりと、母語の獲得支援を記載すべきというもので、市の考え方として、居場所づくりについては計画に記載し、母語の獲得支援は、個別の状況により対応を検討することとしております。

続いて3件目でございますが、性被害、デートDV、性的少数者などの女性特有の課題を記載すべきというもので、市の考え方として、計画中、子どもの安全確保のところの犯罪の例示として、性被害、デートDVを記載することとし、女性特有の課題はこれに含まれるものとします。また、性的少数者については、多様性への理解促進の部分に記載することとしております。

続いて4件目でございますが、1件目とほぼ同内容となっております。こども家庭センター等、子どもが相談できる窓口の、認知度を上げる取組を記載すべきというもので、市の考え方として、こども家庭センターで行っている支援について、事業の周知に努めるとともに、子どもが相談しやすい環境を整えることを、計画に記載することとしております。

そして5件目でございますが、文化芸術に関して記載すべきというもので、市の考え方として、多様な遊びや体験の例として、文化芸術体験を記載しておりますので、計画案のままといたします。

次に、市民意見でございます。1名から1件でございました。

こちらは、子ども基本条例の検討を記載すべきというもので、市の考え方は、子どもの権利条約、こども基本法、また、東京都こども基本条例が既にあり、ここで福生市こども計画を策定するため、現段階では条例を制定することは考えていないとしております。

以上が【資料2】、いただいた御意見の概要等となります。

次に、【資料3】をお願いいたします。

こちらは、前回お示しした計画案から、修正した箇所について、まとめたものでございます。

はじめに、No.1でございますが、計画案11ページ、第2章「福生市の子どもと若者を取り巻く環境」の（3）出生のまとめについて、出生数及び出生率の推移をグラフでお示ししておりますが、最新の数値として令和5年の数値が公表されたため、追加したものでございます。

続いてNo.2からNo.6まででございますが、先ほど御説明した議員意見について反映させた箇所になります。

No.2とNo.3は、計画案80ページから81ページ、「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」について、修正を加えたものでございまして、「方向性」と「主な取組」に、ヤングケアラーに関する、子どもの認知度を高めるため、こども家庭センターで行っている相談支援事業を周知することや、子どもが相談しやすい環境を整えることを記載したものでございます。

No.4は、計画案82ページ、「外国籍の子どもと家庭に対する対応」について、「方向性」に、外国籍の子ども等の居場所づくりに努める記載を追記したものとなります。

また、No.5は、計画案87ページ、「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」の「方向性」と「主な取組」に、性的少数者に配慮した取組として、多様性への理解の促進を、図ることを記載したものでございます。

そしてNo.6は、計画案88ページと89ページ、「子ども・子育て家庭の安全の確保、子どもや若者の自殺対策」において、「現状と課題」や「方向性」に、若年女性特有の課題も含め、デートDVをはじめとする性犯罪・性暴力等の犯罪から守る取組を、推進することを追記し、さらに「主な取組」として、子どもの性被害防止のため、「生命（いのち）の安全教育」を記載しましたものとなります。

続いて、No.7からNo.9までは、計画案102ページから117ページまでの第5章の5「地域子ども・子育て支援事業」について、修正を加えた箇所でございます。

この「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法の規定により、法に定める事業の量の見込みと、それに対する提供体制の確保方策を記載することとなっておりますが、令和6年の法改正により、新たに位置付けられた3つの事業が、No.7の（1）利用者支援事業の「ウ 妊婦等包括相談支援事業型」、No.8の「（14）産後ケア事業」、そしてNo.9の「（15）こども誰でも通園制度（乳児等通

園支援事業)」でございます。これら3事業については、前回の審議会において、国の算出方法が示されておりませんでしたが、ここでその考え方が示されたことから、量の見込み等を追加したものでございます。

以上が主な修正箇所となります。

そして、その修正箇所を反映させた計画案が【資料4】となっております。

委員各位におかれましては、長期間にわたり御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

この案をもって、策定の手続をとつてまいりたいと考えておりますが、万が一、修正点など、お気付きの点がございましたら、印刷の関係がございますので、来週中を目途に、お知らせくださいますよう、お願ひいたします。

次に、【資料5】「福生市こども計画アクションプラン(案)」をお願いいたします。

こちらは、計画で示した「施策の方向」に基づく具体的な事業をまとめ、別冊として作成したものでございます。

1ページをお願いいたします。

本プランの推進体制でございますが、前回の審議会でも説明させていただいたとおり、流動的な社会情勢に、柔軟に対応するため、毎年度プランの見直しを行うこととし、実施した取組に対して、点検・評価を行うことで、各取組を着実に推進することといたします。

また、3ページ以降は、各事業を列挙したものとなります。それぞれ予算を伴うものとなりますので、3月に開催される市議会の議決をもって実施が確定されることとなります、令和7年度に予定しているものとして、御確認ください。なお、これらの点検・評価については、令和8年度に、この審議会にお諮りするものとなります。

次に、【資料6】をお願いいたします。

こちらは、計画案の概要版でございまして、前回お示しした内容と変更はございません。

最後に、【資料7】をお願いします。

こちらは、小学生版リーフレットでございます。計画の内容を子ども向けに分かりやすく記載したもので、今回、新たに作成したものでございます。

「こども基本法」において、子どもの意見表明の機会の確保と、その意見の尊重が基本理念として掲げられており、こども施策の推進に当たっては、意見の反映に係る措置を、講ずることと定められていることから、子どもの意見聴取の取組として、作成したものでございます。

内容につきましては、計画の「基本理念」、「基本的な視点」、また、基本目標1から6までの内容について、簡潔にまとめたものとなっております。

なお、こども計画、概要版、小学生版リーフレットの冊子につきましては、3月末頃に出来上がる予定となっております。3月中には委員の皆様に発送したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議題2の説明は、以上でございます。

【会長】ありがとうございました。何か御意見、御質問がございましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

【委員】このこども計画の小学生版がとても見やすくて、シンプルにわかりやすくていいなと思います。それと同時に小学生版と言ってしまうと、小学生だけが対象になるのですが、家庭の子育て上で困っている方や支援を必要としている方、課題を抱えている方の多くは、この大量の文だと読み込むことができないし、理解することが難しいという方、地域と繋がっていなかったり、そういうことになかなか進められなかったりという方が多いと思います。これがその方達の助けにならないかなど、こういうものなのだとわかつてもらえるのに大変よいのではないかと思います。小学生版と言ってしまうと、小学生にしか配らない感じになってしまうので、例えば柔らかい表現にしたものや簡単にしたものやわかりやすくしたものというような～版というものを付けて、小学生に限らず大人でもわかりやすく知りたいという人達に行き渡りやすいようにしてみてはどうかと思います。

【事務局】ありがとうございます。これに関しましては大人向けの簡単版ということで、概要版という形で整理させていただいている。見られる大人の方でも小学生版と書いてあると、小学生でもわかるものなのだと入り口としては捉えられるのかなという期待をして、このような形式を取らせていただいている。

【会長】小学生版というと、小学生の子ども達に配付されるということでしょうか。

【事務局】配布方法につきましては、紙の印刷数にも限りがありますので、これから検討していくところではありますが、基本的には計画本体とセットにするような形で公開をしたいと考えています。もちろんホームページなどにもデータとしては載りますので、そこからでも御覧いただけます。

【会長】そうすると、この小学生版のように一般の方がもっとわかりやすいものというのは、改めて作ることではないということでしょうか。

【事務局】3つをセットとしているので、小学生に対しては小学生版を配るかもしれません、全部ワンセットで、どれを見ていただいてもよいというような形で位置付けたいと思っていますので、特にそのような予定はしていません。

【会長】どこにいけばそれをいただけますか。

【事務局】配布場所については、今のところ図書館などの公共施設には置く予定をしておりますが、基本的に電子データをスマートフォンやパソコンで見ていただく形が多いと考えています。

【会長】担当者側からはこのようなお返事でしたが、他に疑問などあればどうぞ。

【委員】せっかくこんなにわかりやすく良いものなので、活用できるといいと思います。例えば、お子さんが産まれて役所にいらした方に対して、私達もサポートしますよ、こういうものがあるので読んでください、と渡すと親御さんとしては、とても温かい気持ちで見ることができると思います。こうすることで困ったらここに相談に行けそうだと思えるものになるのではないかと思っていたので、小学生版と書いてあるものを渡されるよりは、誰でもいいというイメージでもらった方が幸せではないかと思いました。

【事務局】ありがとうございます。当初の印刷部数は、申し上げた通り限りがございますが、今後将来的には、子ども計画の周知を図るにあたって、印刷をかけられるようであれば、小学生版というのを除いたバージョンを作るなど、御意見の上調整してまいりたいと思います。

【委員】素晴らしいものができる読みやすくわかりやすいと思いました。と同時に、これを小学生に配って終わりにしてしまうと、言葉は平易だけど、内容的にはやはり難しいと思います。福生市は福生市の子ども達のためにこうすることを考えているよということを伝えたいというところで作られたと思うので、もし可能であれば、教育委員会と連携を取って、何かの授業の教材として使ってもらうとか、こういった詞書を担任の先生もしてもらうと、より理解が深まるのではないかと思います。子ども達と先生で、地域のこのような思いでやっているということを話し合う機会になればいい教材になるのではないかと思いましたので、意見として御検討いただければと思います。

【事務局】ありがとうございます。教育委員会事務局と学校の方との調整も必要になってくるとは思いますが、貴重な御意見ですので、検討させていただきたいと思います。

【会長】その他いかがですか。

【委員】今のお二人の委員さんのおっしゃったことに絡んで、現役のお母さん方から自分が受けた感覚をお伝えしたいと思います。正直なところ、この元になっている分厚い本を読むよりは、概要版の方が簡潔にまとめられていて、わかりやすくなっていますが、これを配られても多分読もうという気持ちにならないお母さんが多いのが現実だと思います。このこども計画の小学生版くらいが大人でも読んで理解するのにちょうどいいと思います。逆に子どもが読むにはやはり難しいかなとも思います。普段から市役所などでは、難しい言葉と難しい文章に慣れていらっしゃるので、一般のお母さんと役所の皆さんとの感覚のズレというのは正直あるのではないかという感じを受けました。

それから、このこども計画を子どもに配るものには、先ほど御指摘もありましたが、こども家庭センターの周知が大事ではないかということを受けるのであれば、冊子の最後に相談先として載せるのがいいのではないかと思います。

【事務局】御意見ありがとうございます。どの程度の表現にするかというのは難しいところがあり、今どきの小学生は結構頭がいいので、確かに多いというところはあります、考えてこのくらいのレベルにさせていただいているところですが、おっしゃることもよくわかりますので、今後出し方については重々検討してまいりたいと思います。

こども家庭センターの周知については、実際に色々な配布物などで案内をしているところです。それをやっていきますというところは計画に沿うようになっているので、こども家庭センターだけの連絡先をここに入れるかどうかについては、また検討させていただきたいと思います。

【委員】子ども達がどのくらい理解できるかというお話ですが、読んで内容を理解することはできても、それがどういうことなのかと分かるというところまでは難しいのではないかと思います。例えば、福生子どももWiークみたいにして、子どもの権利や子どもの充実した成長のためにこういうことに取り組んでいると子ども達にもわかりやすいように伝えていくような週間を作って、役所の方が学校に来て、もっと簡単な言葉で子ども達がイメージできるような言葉で説明していただきたい、そういう時は私達みんなで助けようと思っているということを伝えていただくといいと思います。学校の教員以外にも自分たちのことを分かってくれようとしている人達がいるということが実感できるような方法で伝えていただくときに、これを一緒に配っていただくとわかりやすいし、説明された上で子どもが見た時に、どこに相談できそうだということを言葉で伝えていただいてもいいと思います。

先ほどのこども家庭センターについては、私のイメージとしては支援を必要としているお子さんは、直接的に会ってお話をしたり、フォローに入っていただいたりしている感じはしますが、全体的にどの子でも、何かあれば相談に行っていいという感じのアナウンスにはなっていないと思います。子どもの相談は非常に幅広く、手に取ることはできたとしても、本当にそこに当てはまるのかどうか謎なくらいあると思います。学校にもお家のの人にも友達にも相談できないけれど、どうしたらいいのかと思うことを相談できる窓口があって、その中でこども家庭センターに繋ぐという形でないと、こども家庭センターは大変だと思います。今抱えている案件も多いので、その中で子ども達が何かあった時に、選択がきちんとできない年齢の子ども達もいる中で、受けるというのは難しいのではないかと思います。

【事務局】ありがとうございます。実際のこども計画の周知に関しては、来年度以降、色々な形の事業を我々も検討していくことになると思いますので、どのような場で設定するのか、その時にこれを使うとかということを御意見いただきましたので、検討してまいりたいと思います。

【会長】その他にいかがでしょうか。

【委員】子どもの権利についての周知に関してですが、子ども達の手に取れるところにパンフレットを置いてみたり、学校でいっぱい触れるのであれば、子ども達に直接渡したりということはすごく大事なことで、

ぜひお願いしたいと思いますが、1番大事なのは、そのことを各保護者がきちんと理解して伝わることだと思います。正直、市役所で勉強会を開いても人は集まらない、学校で放課後に何かやってくださつてもなかなか保護者が集まらない、忙しいし仕事も持っている方も多い中で、いかに子どもを持つている保護者、これから子どもを産もうと思っている若い人たちにこういうことを伝えていけるかが大事だと思いますので、その辺りを推進計画の中に入れていただきたいと思います。

【事務局】こども計画を立てて、市はこう考えているということを色々な方に知っていただきたいと考えておりますので、「ふくナビ」やLINEなどで皆さんにお知らせしていきたいと考えております。もちろん、保護者に対する周知というのもとても大事な事だと思っておりますので、来年度以降色々な事業を検討していきたいと思います。

【委員】こども計画案の105ページの学童クラブ事業の量の見込みと確保の方策の表ですが、前回の会議で御相談したと思うのですが、量の見込みの算出方法が、令和7年度に対して、令和8年度を横並びで計算、算出されていますが、斜めに計算した方がいいのではないかと思います。令和7年度、5年生が8人になっていて、令和8年度6年生が19人になっています。これだと8人が19人に増えるということを想定した数字になってしまいます。説明しづらいのですが、令和7年度の5年生が8人だから、令和8、9、10も8人と横にするのではなく、1学年ずつ年度をまたぐと増えるので、令和7年度の5年生が8人ならば、令和8年度はおそらく減るだろうということが想定できるので、令和8年度の6年生が大体7になるという風に横に算出していただけるといいのではないかという御相談を前回させてもらったかと思いますので、再度御検討いただきたいと思います。

【事業者】今の御質問ですが、前回の会議の時にお話がありまして、当社もこの推計の動きにつきましては、年齢進行という形で1年ずれると学年が1つ上がるというような動きになっていると思います。その辺り、検討段階ではシミュレーションを行っているところですが、もう一度事務局の方と検討させていただきまして、変更可能かどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

【会長】その他いかがでしょうか。

【委員】先ほどのこども計画のところに戻りますが、うちはまだ子どもが小さいので、この小学生版は親御さんが読むものと思っていました。幼児期や思春期など、子どもにそこまでの理解力があるのかなと思いました。他の委員がおっしゃるように、小学生版でなくても導入としてはすごくいいものだと思いますし、この概要版も僕の世代からすると、1番最初に福生市の現状の数字が出ていると、目を引きます。そうすると、概要版とか小学生版などと仕切るのではなく、1セットにした方がいいのではないかと思います。横に並べて小学生はこっち、気になる方は概要版を見て下さいと分けるのではなく、紙媒体として配る時には、これを1つのセットにして手渡しした方が色々の方が見るのはないかと思います。区切るのが良くないのではないかと思ったのですが、先ほどの話を聞くと、小学生版から難しいのか、消すのも大変かなと思う部分もあるので、今すぐどうこうではないのですが、個人的にはその方が1人でも多くの方に手に取っていただけるし、中を見ていただけるのではないかと思いました。

【事務局】ありがとうございます。全部セットで御用意する予定です。

【委員】先ほど横に並べるというお話がありましたので、横に並べて置くような形でしょうか。

【事務局】実際の並べ方についてはわかりませんが、基本的には1ページ目に全部挟んでしまうような感じになるかと思います。ただ、この各資料の名前を小学生版ではなくて、もっといい名前があるといいと思いますが、概要版という言葉は使ってしまっているので、小学生でも読めるルビなど振っているものという意味合いで小学生版という形の名前を使っていたのですが、優しい版とか、そのような感じの名前

がよいでしょうか。実際に今回の小学生版という名前を採用しているのは東京都の例を使わせていただいているのですが。

【委員】区切っている感が出ている気がします。

【委員】やさしくわかるというはどうでしょうか。

【事務局】ありがとうございます。やさしくわかるなどの枕詞も面白いかと思います。実際に印刷をかけるのはこれからですので、その辺は御一任いただきまして、4月に届くのを楽しみにしていただきたいと思います。

【会長】その他いかがでしょうか。

【委員】取っ掛かりとして、このやさしくわかる版というのはとてもいい資料だと思いますので、これを読んだ人が興味を持ち、福生のことをもっと知ることができるように、最後のページにQRコードなどを入れてもらえると、資料で終わらずに福生市のホームページに飛んで色々なことを知つていただけるのではないかと思いました。この紙のURLだととっつきにくいのではないかと思います。もし可能であれば、QRコードなどを入れて簡単に資料が見えるという事をやっていただきたいと思います。

【事務局】ありがとうございます。

【委員】こども計画の案の7ページ、福生市の現状について人口のまとめの年齢3区分別の人口推移というところで、下に空欄があるので、できれば第1期からか、もっと前からの福生市の人口推移が、棒グラフ1本でもいいのであると、全体の10年、15年、20年の中の5年間の傾向として、対比できるといいのではないかと思います。例えば福生市で生まれて子育てされている方が、自分が子どもの頃はこのくらいの人口があって、今子育ての時には、子どもがこれくらい減っているということがもう少し幅広く見えるといいのではないかと思います。自分たちの時は公園に行くと当たり前のように友達がいたけれど、これだけ減っていたら厳しいというようなことが分かたりするので、概要版に載せるのがいいかなと思いますが、難しいでしょうか。折れ線グラフでもいいので、遡れる限りやってみると、第3世代というのはもっと違う状況も見えてくると思いますので、数字だけでも見えてくるものはあるのではないかと思います。

【事務局】レイアウト等々も含めて、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【会長】他にいかがでしょうか。皆さんのお手元に資料が届いて、見てきていただいていると思いますが、送った側の方から、御意見を伺いたいところや、前回と比べて変わっているようなところがあれば、言っていただけるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】前回というのは、2次計画と比べてということでしょうか。それとも、パブコメをした前回の会議のことでしょうか。

【会長】最終的にまとめられたものが、それぞれの委員に届けられて、それを御覧になった上で、参加されていいると思いますので、こういうところはどうでしょうかということがもしあれば、言っていただきたいと思います。私は最初から福生市の担当をさせていただいているが、このように評価、点検というものをきちんと進められていると思います。他のところではそれほど詳細に分かるようにはしていないのが現状として多くあると思います。ずっと前からそのように復習をしながら、施策の子育てに関してまとめられたのだと思います。そのように資料としてまとめられたものが届けられましたが、よく読むに

は相当時間がかかると思います。それぞれ全体が把握できているのかどうかは別にして、御専門の分野のところは詳細に見ていただいていると思いますので、逆にこういうところはどうでしょうかと質問していただいてもいいのではないかと思ったのですが、それは厳しいでしょうか。

【事務局】この計画については、今回第6回目の審議会ということで、最初の基本的な考え方から、審議会の中の御意見を承りながら作らせていただいております。今回、こども計画という形で、名前も根拠法も変わり、定める事項というのが今までの子ども・子育て支援事業計画というものとは少し位置づけが変わってきております。御存知の通り、こども基本法では子どもの権利を守ることや、色々な子どもがウェルビーイングで過ごせるなど、そのような形で書かれておりまして、今日も色々御意見をいただきましたが、その辺のところは小学生版の方でなるべくわかりやすく作ったつもりであります。今までの子ども・子育て支援法という親目線のものから、子ども本人の生活の方にシフトしているというところもありますので、それを踏まえた形でこの計画を皆さんと一緒に作らせていただいておりますので、その点を御覧いただきたいと思います。また、実際に子ども・子育て支援や子どもの事業に関しては、特に福生は外国人の人口が多いというところもあり、御案内の通り、多様化キッズサロンを4月を目指して準備しているところでございますので、そのようなものも新たに加わってきたというところが、今回の計画の大きなところではないかと考えております。計画の内容については、皆さんも読み込んでいらっしゃると思いますので、改めて説明はしませんが、今後もお気づきの点がございましたら、隨時御連絡をいただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【会長】小学生版の方ですが、基本的な考え方、大切にする視点と書いてある下のその1のところに、「こどもには大切にされる権利があります」と書いてありますが、その権利というのがどういうものかという具体的な名詞がないのですが、これはそのまま僕たちは権利を持っているのだという風に思えるのでしょうか。

【事務局】この権利という言葉は、大切にされる権利ですので、自分が大切にされているということを実感していただくための言葉として使わせていただいております。従いまして、具体的にこういう権利ということではなく、あくまでも大切にされるということが権利という意味合いで、その権利を守り、大人たちは大切にしますよという意味合いの文章にさせていただいております。

【委員】先ほどの会長の御指摘の内容は、子ども達に権利というものはどういう意味ですかということをこの中ではどういう風に具体的に指していますかという質問だと思いますが、権利教育というのが言葉としてあるくらいなので、学校や色んなところで、子どもに対して権利というのはこういうものなのだと伝える部分がセットでないと、このパンフレットだけでは伝えきれないと思います。こども計画の冊子の中で、権利の解釈というか、意味合いについて、具体例を書くと逆のくイメージもあるのではないかと思います。従って、これだけで全て網羅するのではなく、先ほどこども家庭センターに全部の相談が行くと困るというお話がありましたが、これを1つのツールとして学校や児童館やこども家庭センターで相談を受け付けている窓口として、このパンフレットがあうのではないかと思います。解釈が間違っていたら申し訳ありません。

【会長】大切にされる権利というものの自体がどういうことなのかピンとこない子ども達もいるかもしれませんと思います。例えば家庭の中で喧嘩が絶えないとか、夫婦間で色々とあったり、貧困などで、自分のことをどう思われているのかわからなかったり、時には暴力を振るわれたりということがあったりすると、大切にされる権利ということの意味合いがピンとこないという場合もあるのではないかと思います。世の中全体にとっても産まれてくれてありがとうございますという部分を持っていながら、子どもを守っていくということが周りの人たちがやっていくべきことだと思います。その大事にされた関係の中で、大事にされることとすることやそのような人との関係を学び取っていくことなのではないかと思います。大事にされる権利ということ自体をわかる年代ということのは、小学生1年生ではまだ小さいと思います。6年

生くらいになれば、命について悩んだりする子もいると思いますが、こどもに大切にされる権利があります、その権利を守り、こどもにとって最もいいことを1番大事にしながら取り組みを進めますといつても、意味が分かりにくいような気がします。小学生が文章としては読めるけれど、意味合いとして、自分の中でどうしたらいいのか分からぬ時に、どこにどう向かえばいいのかわからぬということがあるかもしれませんとあります。こどもの幸せを一緒に1番に考えますということが、ありがたいことだと思っても、そのような存在が自分たちなのだと思えて嬉しい人と全然そのようにされてないということを現実に感じてしまった場合には、大変厳しいのではないかと思ったりもします。大切にされる権利ということ自体はとても大事なことですが、改めて文章を見ると、多感な時期でもあるので、理解するのが難しいところもあるのではないかと思います。

【委員】今のお話を受けて、この小学生版に書かれている子どもに権利を伝える、大切にされているということを伝えるというのはすごく重要だと思いました。今会長がおっしゃったように、やはりここの言葉だけだと伝わりにくいと思います。市民の意見に子どもの権利条約が必要ですという声があったと思いますが、今、市の考えとしては、東京都に条約もあり基本法もあるので、福生市として別に作ることは考えていませんとあるのですが、やはり福生市の子どもにとっての権利条約というのをきちんと整理して、それを子ども達に、こういう権利があるのだと市が子どもと約束をして整備してあげるということが大事ではないかと思いました。こども計画としてはこの資料の中で記載される権利というのはこのくらいの表現になってしまふのかもしれません、ではその権利とは何かというのを子ども達にきちんと理解してもらうためには、子どもの権利条約というのを、福生として制定していくことが大事だと私は思います。

【事務局】子どもの権利条例についてですが、基本的には子どもの権利条約は我々国民全てに関わってきます。国もこども基本法ができて、東京都が都条例を持っています。自治体においても作っている自治体と作っていない自治体がある中で、基本的にはその条例の位置づけとして条例で何を定めるべきなのか。要は、法律で定めていないものを市の条例で作るのか、国で定めたものを敢えて上書きして作るのか、色々な立法の仕方はあるかと思います。ただ、福生の場合、今のところ市の考え方としてはこども計画を作りますと位置づけをさせていただいている。権利の条例というのも1つの手段ではありますが、市が一方的に作っていくものではなく、地域や市民や議員さんなどからそのような空気が上がって初めて作るものだという考え方で今まで来ておりますので、今のところもそれを継続させていただきたいと考えております。それから、子どもに権利をどのように伝えていくかということについては、条約もありますし、条例を用いる必要は今のところないと考えております。今後は色々な形でどう伝えていくかを検討していくことになるかと思いますが、現段階では福生市はそのようなスタンスという事で御理解いただきたいと思います。

【委員】その1については、子どもの権利条約の3条と繋がっているものと思います。その子どもの権利条約については、学校で子ども達に周知をするようになっていますので、子どもの権利というものについて、子ども自体は理解をしています。それで、問題は大切にされるということがどういう状態なのかということがわからない子がいるのではないかということだと思いますが、それはやはり学校や学童や児童館の関わっている大人たちがどういうことが大切にするということかということを、実際の体験と繋げながら、言語化して伝えていくしかないと思います。家庭の中でそれを感じることができない子というのは、様々な支援を必要としている子ども達ではないかと思います。先ほどこれが子どもだけではもったいないと言ったのは、子どもの幸せを1番に考えて大切にされる権利が子どもにあるということを理解しなければいけないのは、子どもではなくて大人の方だと思います。それを大人の方にもきちんと分かってもらえるようにすることで、子ども達が大切にされていると実感できる場面が増えていけば、自分が大人になった時に、今度は子どもをそのように大切にしなければいけないと思ったり、子どもだけではなく大人にも同じようにこのような権利があって、人それぞれが大切にされるべき存在だということを学校では扱っているものですので、子どもに限ったことではないということで、理解を深めていけた

らと思います。

【委員】今のお話を受けて、小学生版に対する違和感と、大人も読んだ方がいいのではないかと思ったことが自分で合致しました。福生が子どものためにこども計画というものを行っています、子どもというのは幸せに大切にされて育つものです、福生はそれを最大限にサポートしていきます、それがこのようなことです、というのはやはり書いてあることが親向けだと思います。逆に先ほど会長がおっしゃった権利がどういうことか子どもに伝わらないという話がありましたが、子ども版となると、子どもにどんな権利が認められているかを書くパンフレットにするべきではないかと思います。それで、あなたたちにある権利はこれです。子ども達は大切にされるべきです。ということを書いた上で、そのために福生はこども計画を作っていますということを伝えて、このこども計画を優しくわかるように子どもも大人問わず配るという方が府に落ちるのではないかと思います。

【委員】この時間でここまで議論していいのかわかりませんが、あくまでこども計画の子ども向け版なので、そこに書かれる内容はこども計画と一致していないとまずいのではないかでしょうか。あくまでもこども計画について全部書かれたものがこの分厚いもので、これを抜粋したものともう少し柔らかい表現にしたものというだけであって、この分厚いものとかけ離れたものになってしまふと、こども計画のものではなくなってしまう気がします。こども計画は単なる計画なので、ここに書かれていることから派生するアクションプランとして100から200の事業があると思うので、そこについての詳しい事業の説明はそれぞれの事業でされるべきことだと思います。子どもにとって権利がどういうことかということは小学校の権利教育の中でされているし、ハンディキャップの子に対してはそういうことに特化したパンフレットが出ているだろうし、家庭は家庭、学童は学童というようにこども計画に則った具体的な事業に関する説明のやさしい版はそれぞれ作られるべきで、こども計画の基礎的なことであればこのくらいではないかと思います。これ以上何か盛り込んだ時点で、この分厚いバージョンと違うものになっていくのではないかと思います。

【委員】私の意見がちゃんとお伝えできておらずすみません。こども計画をみんなにわかりやすく伝えるためのこの冊子はこの冊子でいいと思います。その権利について、例えばもう1ページ加えて権利とはこういうことですとやつてしまふと、先ほどの御意見のように、何の冊子かわからなくなってしまうと思います。従って、別で子どもたちに大切にされる権利がどういうものなのかがわかるものを作れたらいいのではないかということです。東京都や国連も子どもの権利条約をすごく見やすく作っていますので、それをお借りしてもいいと思いますが、子ども達にわかりやすく実感できる形の資料が別で欲しいという話です。

【委員】小学生版や概要版については、この計画全体をお知らせしていくものだと思います。書いてある内容自体は、この計画で取りまとめられた100くらいの具体的なアクションプランが、必要な方に届けられて、それを利用することで、子どもが大切にされる、もしくは必要な支援が届くということがこの計画期間において大事なことだと思います。来年度以降、色んな場で周知を図っていく話も含めて、対象者が誰でこのような支援が使えたり、ここに相談ができますということが上手く伝わって、それによって利用者が増え、用意した取組が効果的になるということが1番重要ではないかと思います。その1番始めの取っ掛かりになるものと理解しております。

【委員】変な言い方になりますが、このこども計画の全ページを、全市民が把握する必要はないのではないかと思います。市民ごとにニーズが違いますので、例えば幼児の保護者が高校生になったらどのような高校生の施策があるのかということを意識して見るということは必要かもしれません、詳しく見る場合は、保育園や幼稚園や子育て広場がどうあるのかというところだと思いますし、ルーツが海外にある方はそこの施策のところだと思いますし、色々な方々がそれぞれのニーズに合ったもっと狭まった角度だと思います。従って、繰り返しになりますが、このこども計画の概要版などはこのくらいの程度で、そ

それぞれのニーズに合った施策はその施策のところで説明がされるものがあればいいと思います。

【会長】ありがとうございました。色々な意見が出ましたので、よろしくお願ひいたします。

【事務局】皆様いろいろ御意見ありがとうございました。皆様の意見を参考にさせていただいて、この計画期間中に色々な周知を図ってまいりますので、またパンフレットやチラシなり作ることになるかと思います。それぞれの事業においてそれぞれの部署で作ることもあるかと思いますが、とりあえずこの計画の概要版とわかりやすい版として、このくらいのボリュームにさせていただき、今後権利などそういったものは別の形で周知できればと考えております。皆様の御意見は参考にさせていただきます。ありがとうございます。

#### 4 その他

【会長】続きまして、次第の4、その他について何かございますでしょうか。

【事務局】事務局より、今後の予定について、2点お話しさせていただきます。

1点目でございますが、「福生市こども計画」につきまして、改めて今後の予定を御連絡いたします。

2月17日を開催予定の福生市青少年問題協議会、また、その後の庁内会議を経まして、3月議会にて報告を行う予定でございます。

なお、本計画につきましては、3月下旬に成果品（製本された冊子）が出来上がる予定でございますので、現時点では3月末頃に審議会委員の皆様宛てに発送できる見通しとなっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、2点目、次回の開催予定を御連絡いたします。今年度の審議会は今回が最後となりまして、次回、令和7年度第1回審議会は、令和7年7月頃の開催を予定しております。詳細な日程が決まり次第、改めて開催通知を送付させていただきます。

なお、現在の委員の任期が、令和7年8月20日までであることから、次回が任期中、最後の審議会となる予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上となりますが、委員の皆様の御理解・御協力によりまして、令和6年度の審議会につきまして、円滑な運営を行うことができました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。令和7年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【会長】ありがとうございます。

これで本日の議題は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年度第6回福生市子ども・子育て審議会を閉会します。ありがとうございます。

(閉会)